

別紙様式第3号（第5条関係）

情 報 一 部 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日

様

佐野市長



年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、佐野市情報公開条例第7条の規定により、次のとおり情報の一部公開をすることと決定したので通知します。

請求のあった情報の内容	
情 報 の 件 名	
公開の実施の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 [(1)窓口 (2)送付]
公開の日時及び場所	日時 年 月 日 午(前・後) 時から 場所 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課に連絡してください。
公開をしない部分及びその理由	公開をしない部分 佐野市情報公開条例第6条第 号に該当(理由)
※上記理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課	電話
備 考	1 情報の公開を受ける際、この通知書を係員に提示ください。 2 情報の閲覧をするときに、汚損、破損又は改ざんのおそれがあると認められるときは、閲覧を中止し、又は禁止することがあります。 3 公開決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、当該情報の全部又は一部を公開することができなくなる場合があります。 4 ※印の欄は、公開しない理由がなくなる期日があらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

不服の申立て

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。